



令和6年11月25日
海上保安庁

令和6年度年末年始特別警戒及び安全指導を実施します！

多客繁忙期である年末年始においてテロ警戒や犯罪の未然防止の徹底、安全運航の徹底等を図るため、令和6年12月10日から令和7年1月10日までの間、年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。全国各地で旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナル等の警戒や事業者等に安全運航の指導を実施する等、安全確保に向けた取組を実施することとしています。

1 実施する取組

(1) 特別警戒

テロ及び犯罪の未然防止を図るため、旅客船、カーフェリー、旅客ターミナル等を対象としたテロ警戒を万全の体制で実施するほか、事業者等に対して不審物・不審者への警戒を呼びかけるとともに、不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における海上保安庁への通報体制の確保及び通報の徹底等について指導を行います。

(2) 安全指導

海難の発生原因として、操船者の見張り不十分や操船不適切といった基本的な安全意識の欠如が目立つ現状を踏まえ、事業者等に対する安全運航の徹底指導を行うとともに、乗船者の海中転落事故防止対策の指導を行います。

2 その他

各海上保安部等における年末年始特別警戒及び安全指導の実施日時等の詳細については、各管区海上保安本部にお問い合わせください。



関係機関との合同安全点検（昨年度）



救命設備等の確認状況（昨年度）

令和6年度年末年始特別警戒及び安全指導について

1 実施期間

令和6年12月10日（火）～ 令和7年1月10日（金）

【重点期間】令和6年12月21日（土）～ 令和7年1月5日（日）

2 実施対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 遊漁船
- (4) 海上タクシー等
- (5) 旅客ターミナル

3 特別警戒・安全指導事項

(1) 特別警戒として実施する事項

- ア 船内における暴力、窃盗等の犯罪の未然防止の徹底
- イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナル等を対象としたテロ警戒の徹底
- ウ 不審事象の認知時及び事件・事故発生時における当庁への通報体制の確保及び 通報の徹底について周知
- エ 不審物・不審者への警戒の周知

(2) 安全指導として実施する事項

- ア 安全運航の徹底
- イ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底